



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	要件の視角から見た中国法人格否認の法理（4・完）
Author(s)	王, 万旭
Citation	北大法学論集, 63(3), 198[111]-161[148]
Issue Date	2012-09-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/50191
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR63-3_008.pdf



要件の視角から見た中国法人格否認の法理（４・完）

王 万 旭

目 次

第 1 章 序論

第 1 節 本論文の問題の設定

第 2 節 考察の順序

第 2 章 中国における法人格否認の法理（会社法第20条第3項）の立法史

第 1 節 会社法第20条第3項成立前の中国社会

第 2 節 法人格否認法理の導入についての立法者の説明

第 3 節 小括

第 3 章 法人格否認の法理（会社法第20条第3項）に関する判例

第 1 節 判例の整理

第 1 款 債権者詐害事例

第 2 款 株主による会社資金の流用事例（以上、62巻6号）

第 3 款 株主の義務不履行に関する事例

第 4 款 会社法の強行規定違反事例

第 5 款 財産混同・法人格混同の事例

第 6 款 契約の解釈による解決事例

第 7 款 その他の事例

第 2 節 判例から見た中国における法人格否認法理の要件

第 3 節 小括

第 4 章 法人格否認の法理（会社法第20条第3項）に関する学説の紹介

第 1 節 会社法第20条第3項の要件をめぐる代表的学説の紹介

第 2 節 会社法第20条第3項の要件に関する学説の検討

第 3 節 学説のまとめ及び問題点の整理（以上、63巻1号）

第５章 日本法の考察

第１節 日本法上における法人格否認法理の要件についての考察

第２節 形骸化に関する判例・学説の更なる検討

第３節 法人格否認の法理の再構成

第４節 日本法からの示唆（以上、63巻２号）

第６章 会社法第20条第３項に代替する法規範の試み

第１節 契約・法規範自体の解釈

第１款 契約自体の解釈・事実認定

第２款 法規範自体の解釈

第２節 詐害行為取消権（中国契約法第74条）についての考察

第１款 判例の現状

第２款 詐害行為取消権に関する判例の検討

第３節 債権者代位権（中国契約法第73条）に関する考察

第１款 判例に関する考察

第２款 中国契約法第73条の立法背景及び最高人民法院の立場

第３款 小括

第４節 中国法考察の結論

第１款 一般私法の法理による対応可能性

第２款 会社法第20条第３項の適用範囲

第７章 結章

第１節 本稿の結論

第２節 残された課題（以上、本号）

第６章 会社法第20条第３項に代替する法規範の試み

本稿第５章では日本法の考察を行った。その中で法人格否認の法理を理論上再構成することを試みる森本・江頭両教授の主張は、示唆に富む。すなわち、会社法の基本原則である会社財産の維持充実義務の維持という立場に立脚した上で、法人格否認の法理の適用は財産混同（但し、江頭は批判）、会社搾取、過少資本という三つの場合に限定すべきであるという。これ以外の場合は、一般私法の法理に委ねる（但し江頭教授は、この場合の事例に法人格否認の適用余地を認める）。

私は、森本教授の主張即ち、会社法の基本秩序と関係する三つの場合以外の事例について、一般私法の法理に委ねるということを賛成する。

すなわち、日本の判例考察から分かるように、法人格否認の適用に属する事例には、その要件が明確とはいえない。特に法人格の濫用に当たる事実について、濫用基準の判断が難しい。そこで、株主（新会社）に責任を課する際に、明確な要件を求めなければならない。森本教授は、一般私法の法理に対して目的解釈、拡張解釈などの法的テクニックを通して、法人格否認の事例に妥当な解決が得られると主張した。森本教授のこの主張は、理論的に筋が通っており、問題解決にストレートであるため、支持すべきであろう¹。

一方、中国会社法第20条第3項を適用するには、株主による法人格の「濫用」を適切に把握することが一番肝心なことである。「法人格の濫用」の明確化を探究することはもっとも大事である。では、中国の場合、会社法第20条第3項の適用について、森本の主張のように、今まで法人格否認の事例（専ら取引法の範疇に属する）を一般私法の法理に委ね、同法理の適用を不要とすることができるであろうか。中国法上の一般私法の法理に対する独自の考察が必要である。

まず、第3章の判例の中に、契約・法規範自体の解釈によって事案に妥当な解決ができるとされる判例もある。契約相手方の認定に属する事例は、【判例34】～【判例36】である。法規範自体の解釈事例について、以下のようなものがある。①合法的清算を経ずに会社登録を抹消する事例（【判例1】【判例4】【判例6】【判例7】【判例8】）。この事例に対応する規定は、会社法第184条、第190条第3項等である。②株主による清算義務の不履行事例（【判例3】【判例24】）。この事例に対応する規定は、会社法第109条第3項と会社法司法解释（2）第18条である。③株主による会社法強行法規違反事例（【判例25】【判例26】）。この事例に対応する規定は、会社法第36条、会社法第172条である。

¹ 江頭は個別的利益調整型の事例について、その多くは一般私法の法理による解決可能であると主張するが、一般私法の法理による解決に限界があるため、この類型の事例の中に法人格否認の存在する余地を認めた。しかし、江頭は日本法においてこの限界がどこにあるかを明確に示していないようである。法人格否認の要件の明確化という立場に限ってみれば、江頭のこの主張を支持し難いであろう。

次に、会社債権者詐欺又は株主による会社財産流用・占用事例について、会社債権者の利益を保護するために、詐害行為取消権（中国契約法第74条）規定を援用して債権者救済を図ることが考えられる（このグループに該当する事案は【判例5】【判例9】【判例10】【判例11】【判例12】【判例13】【判例14】【判例27】【判例28】【判例29】【判例31】【判例32】【判例33】である）。

最後に、株主による仮払込事案について、債権者代位権（中国契約法第73条）を活用して、事案の妥当な解決ができないかと考えられる（このグループに該当する事案は【判例15】【判例16】【判例17】【判例18】【判例19】【判例20】【判例21】【判例22】【判例23】である）。

以下、この問題意識に沿って、中国における一般私法の法理を考察する。考察の目的は、次のとおりである。すなわち、人民法院の下した会社法第20条第3項を適用した事案に対しては、既存の法規範・契約自体の解釈ないし一般私法の法理による解決が可能であるか否かを中心に考察する。そして、理論上、中国法人格否認の法理の枠内に入るべきものは何かについて検討する。以上の考察を通して、中国法人格否認の法理の要件の明確化を見出す上で、同法理を理論上構築することを試みる。

第1節 契約・法規範自体の解釈

第1款 契約自体の解釈・事実認定

第3章【判例34】は、その事実関係が以下のとおりである。つまり、 Y_2 は個人の債務を債権者である X との間に、当該債務を Y_1 会社に移転することを約した。その後 X は訴えを提起して Y_1 にも右債務を請求した。人民法院は、 $X \cdot Y_2$ 間の買掛金債務を Y_1 社に移転し、債権者である X にも当該債務移転合意を承諾したから、本件契約が性質上第三者 Y_1 による履行ではなく、当該契約の当事者が X と Y_1 であると認定した。

【判例35】は、その事実関係が以下のとおりである。つまり、 $X \cdot Y_1$ の間に技術移転合意書が締結され、製品の売上についての利益配分も約した。 Y_1 は製造工場がないため、姉妹会社である Y_2 の工場で製造を始めた。その後、 X は、 Y_2 が勝手に X の技術で生産した製品を海外に輸

出したことを発見したので、Y₁が右合意書を違反したことによって、Y₂の商品売上高に対して利益配分することを請求した。人民法院は、契約の合目的的解釈の立場に立って、Y₂の製造行為をY₁のそれと認定した。

【判例36】は、その事実関係が以下のとおりである。すなわち、Xは、Yとの間に加工物請負契約が締結された。Xは契約通りに完成した加工物をYに交付したが、Yは一部の代金しか支払わなかった。Xは、上述加工物をYに交付した後、その代金の一部をA会社から支払ったことを理由に、Aに残りの代金を請求した。人民法院は、AがXと本件請負契約以外に契約関係を存しないこと、両会社（Y、A）が関連会社であることに照らして、AがXに対して行った支払行為は、Yのためにする弁済であると認定した。

【判例34】は契約相手方の認定の事例である。【判例35】は契約の目的解釈によって妥当な解決ができた事例である。【判例36】は事実認定によって、一方の支払行為が第三者のためにする弁済という事例である。要するに、契約自体の解釈、事案の事実認定などを通して妥当な解決が得られる限り、法人格否認という不明確な法律構成を必要としないであろう。

第2款 法規範自体の解釈

一 合法的清算を経ずに会社登録を抹消する事例

この類型の事例に属する判例は、第3章の【判例1】【判例4】【判例6】【判例7】【判例8】である。この類型の事例の共通点としては、会社債権者は、清算委員会の構成員である株主が合法的清算を経ずに会社登録を抹消することによって、その債権が害されたことである。この類型の事例に対応する中国会社法の規定は、会社法第190条第3項である。

会社法第190条第3項は、以下のとおり規定している。すなわち、「清算委員会の構成員²は、故意又は重大な過失により会社又は債権者に損

² 清算委員会の構成員について、中国会社法第184条は以下のとおり規定している。すなわち、「…有限会社の清算委員会は株主により構成され、株主会社

害を与えた場合、賠償の責任を負わなければならない」。

【判例４】においては、人民法院は会社法第190条第３項及び会社法司法解释（２）第20条第１項³を援用して会社の株主に賠償の責任を認めたが、株主の責任につき会社法第20条第３項を援用して株主に連帯責任を課した。しかし、株主の責任について、会社法の規定があった以上、株主の行為の性質によってその規定自体を解釈すれば妥当な結論ができるであろう。すなわち、株主の責任については、会社法規定自体の解釈の範囲内の問題であり、法人格否認の問題ではないであろう。

【判例８】も【判例４】とよく似ている。すなわち、株主の責任について人民法院は会社法第18⁴条、会社法司法解释（２）第11条、第19条を援用して株主に賠償の責任を認めたが、さらに会社法第20条第３項を援用して株主に連帯責任を課した。しかし、清算委員会の構成員である株主に責任を認めた以上、責任の範囲などは会社法規定自体の解釈問題であろう。

【判例１】【判例６】【判例７】には、その問題の実質は、会社の株主に責任を認める際に、その株主が会社を清算し登録を抹消する行為自体が法定の手続きに従って行ったかどうかであろう。【判例１】では会社の債権者は会社の株主らが法に従わないで会社を清算し登録を抹消することについて、証拠を挙げられなかったため請求が棄却された。【判例６】

の清算委員会の構成員が取締役又は株主総会で確定した人員により構成される。…」。すなわち、有限会社が清算する場合、その株主全員が清算委員会の構成員である。

³ 会社法司法解释（２）第20条１項は、以下のとおりに規定する。すなわち、会社の解散は、法に従って清算を終了した後に抹消登録を申請しなければならない。会社は、清算を経ずに抹消登録を行い、会社が清算することができなくなるに至った場合、債権者は、有限会社の株主、株式会社の取締役又は支配株主、及び会社の実質的支配者に会社の債務に対して弁済責任を負わせることを請求する場合、人民法院は法に従って支持しなければならない」。

⁴ 会社法司法解释（２）第18条は、以下のとおりに規定する。すなわち、（１項）「有限会社の株主、株式会社の取締役及び支配株主が法定期間内に清算委員会を組織せず、会社財産に値下がり、流失、毀損又は滅失に至った場合、債権者が前述の者にその行為によってもたらした損失の範囲内で会社債務に対して賠償責任を主張する場合、人民法院は法に従って支持しなければならない」。

【判例7】は、株主に責任を課する根拠として、当該株主が合法的清算手続きを行ったかどうかにあると考える。

二 株主による清算義務の不履行事例

この類型の事例に属する判例は、【判例3】【判例24】である。この類型の事例の共通点としては、株主の清算義務の不履行によって会社債権者の利益が害されたことである。

【判例3】は、法人格否認の適用を否定した事例である。すなわち、保証金債権を有するXは、その債務者であるY₁に債務履行を請求した。しかし、Y₁は、その営業許可書が取り消され、会社の清算が行われていない。XはY₁の株主であるY₂が法定の清算手続きを行わないため、債権者としての自己の利益を損なったことを理由に、Y₂にY₁の本件債務に対する連帯責任を追求した。

人民法院は、会社法第190条第3項及び会社法司法解释（2）第18条4を援用してY₂の責任の成否を判断した。すなわち、①有限会社の株主は、法定期限内に清算委員会を成立させ清算を開始しないこと、②清算義務者は、即時清算義務を履行せずに、会社財産が値下がり、流失、毀損及び滅失に至った。これについてXは①につき証拠を挙げたが、②については証拠を挙げていなかったため、請求が棄却された。

【判例3】は、清算義務を履行しない株主の責任について、人民法院は、会社法の規定である会社法第190条第3項及び会社法司法解释（2）第18条を援用して判断した。法人格否認の適用を否定した。

【判例24】では、人民法院は、契約上の債務を負う会社の株主が会社の営業許可書が取り消された後に、会社を清算しないことによって会社債権者の利益を害したことを理由に、会社法第20条第3項を適用して当該株主に責任を課した。しかし、会社の株主が会社の営業許可書が取り消された後に会社を清算しないことから、直ちに当該株主が法人格を濫用して債務を逃れることに導かないではないか。

【判例24】は、【判例3】のように、会社の株主に責任を課するには、清算義務者が即時清算義務を履行しないで、会社財産が値下がり、流失、毀損及び滅失に至ったことを証明することが必要であろう。さもないと、明確な基準なしで会社の株主に責任を課するのは法の安定性を害するで

あろう。

要するに、【判例３】【判例24】は、会社の株主に責任を課する際に、株主の清算義務不履行による責任の規定である、会社法第190条第３項及び会社法司法解释（２）第18条の規定に従って解釈すれば足り、法人格否認の適用を必要としないであろう。

三 株主による会社法強行法規違反事例

【判例25】は、出資の払戻禁止規定（会社法第36条）違反事例である。つまり、会社法36条は、「株主は、会社成立後、出資の払戻を受けてはならない」と規定している。しかし、同条は、出資払戻禁止規定に違反した株主にいかなる責任を課すかにつき、規定していない。会社法条文の中にも当該株主の責任を規定したのを見当たらない（但し、会社法第201条は、会社法第36条に違反した株主に行政責任を規定した）。

しかし、会社法第36条に違反して出資の払戻を受けた株主は、その負う責任がいかなるものかについて、会社法第28条（出資払込義務）及び第31条（現物出資の差額補填）という資本充実原則規定を類推して、当該株主に責任を課するべきであろう。

【判例26】は、個人名義口座開設禁止規定（会社法第172条⁵第２項）違反の事例である。すなわち、売買契約上の債権を有するXは、その債務者であるY₁の株主たるY₂に対して、Y₁がY₂の名義で銀行口座を開設したことを理由に、当該行為が法人格の濫用であると主張してY₂の責任を求めた。人民法院はXの主張を認めた。しかし、Y₁がY₂の名義で銀行口座を開設したこと自体、Y₂が株主としての有限責任を濫用したかを、到底理解しがたい。なぜなら、Y₁がY₂の名義で銀行口座を開設したこと自体は、会社の債務を逃れて会社債権者の利益を害することを直ちに導けないであろう。

【判例26】は、事案の状況を併せて、また会社法第172条第２項規定の

⁵ 会社法第172条は以下のとおり規定している。すなわち、（１項）「会社は、法定の会計帳簿以外に、別に会計帳簿を設けてはならない」。

（２項）「会社の資産について、いかなる個人名義によっても口座を開設して預金してはならない」。

趣旨に照らして、会社の株主に責任を課するかどうかを決めるべきであろう。だから、【判例26】の本質は、会社法第172条第2項自体の解釈の問題であると思う。

第2節 詐害行為取消権（中国契約法第74条⁶）についての考察

第1款 判例の現状

詐害行為取消権（中国契約法第74条）に関する中国の判例は、現在9件ある。9件の裁判例の中で、事実認定を主に行った裁判例が3件あった。その他、債権者取消権の行使期間⁷に関する認定を主に行った裁判例が1件あり、取消権訴訟における事実認定の依拠する判決が再審により変更されたため、取消権行使の請求が棄却された裁判例が1件あった。結局、ここで分析に供する裁判例は、以下の4件のみである。

詐害行為取消権に関する中国の判例を調べる際に、主に念頭に置いたのは次のことである。つまり、中国契約法第74条に関する判例の中に、会社法第20条第3項の判例が提示したように、会社の株主（主に小規模の会社で、その支配株主が会社の法定代表者を勤めるのが通例）が自己の会社への支配力を利用して、会社の財産を自己のところに移転させ、

⁶ 中華人民共和国契約法第74条は、以下のとおり規定している。すなわち、「債務者が、期限の到来した自己の債権を放棄し又は財産を無償譲渡したことにより、債権者に損害を与えたときは、債権者は、人民法院に対して、債務者の行為の取消を請求することができる。債務者が明らかに不合理な低価格をもって財産を譲渡し、債権者に損害を与え、かつ譲受人が当該事情を知っていたときもまた、債権者は、人民法院に対して、債務者の行為の取消を請求することができる」。

「取消権の行使の範囲は、債権者の債権を限度とする。債権者が取消権を行使するのに必要な費用は、債務者の負担とする」。

⁷ 中華人民共和国契約法第75条は、以下のとおり規定している。すなわち、「取消権は債権者が取消の事由を知る又は知るべきときより一年以内に行使する。債務者の行為が発生された日より五年以内に債権者が取消権を行使しなかった場合、当該取消権が消滅する」。

会社の債務弁済能力を失わせることによって、会社債権者の利益が害されるに至った事例はあるか。本稿第３章で紹介したように、会社債権者の利益を守るために、会社法第20条第３項を適用して判決を下した例が一部の人民法院の判決から見られる。第３章の【判例５】【判例９】【判例10】【判例11】【判例12】【判例13】【判例14】【判例27】【判例28】【判例29】【判例31】【判例32】【判例33】がその例である。

債務者は、期限の到来した自己の債権を放棄もしくは財産を無償譲渡したこと、または明らかに不合理な低価格をもって財産を譲渡したことによって、債権者の利益を害した場合、債権者は中国契約法第74条をもって自己の利益を守ることができる。中国では、債権者の利益を保護する重要な手段として、契約法第74条が重要な役割を果たしている。

本節では、中国において詐害行為取消権という理論構成を援用して、第３章の債権者詐害諸事例に対応するケースがあるかどうか、もし詐害行為取消権で対応可能とすれば、効果上法人格否認のそれと異なるかを、この部分の考察の目的とする。

判例の考察は、①取消権者は誰に何を請求できるか、②債権者取消権の行使の効果について、重点に置いて行う。

第２款 詐害行為取消権に関する判例の検討

１ 最高人民法院の判決

【判例１】最高人民法院2008年９月５日判決（2008）民二終字第23号

【事実の概要】

1998年８月21日に、X銀行は、Y₁会社（被告、被上告人）との間に金銭消費貸借契約（以下、「貸借契約」とする）を締結した。この契約により、Y₁がXから金15,300万元を借り入れ、契約期間は1998年７月１日～2007年７月１日であった。その後、Y₁は2001年満期の500万元と2002年満期の800万元を返済したが、残りの債務を履行しなかった。

2004年４月７日に、Y₁はY₂会社（被告、被上告人、Y₁の株主）との間に株式引換合意書を締結した。合意書により、Y₁はその有するA会社の株式持分の74.4%（時価13,000万元と評価される）をもって、Y₂の

有する B 会社の株式持分の98.5%と引き換える旨を約した。X は、Y₂の引換に供する B 会社の株式持分が著しい低価格であることを理由に、Y₁・Y₂間の株式引換合意を取り消すよう訴えを提起した。

第一審人民法院は、次のような理由で X の請求を棄却した。つまり、Y₁は本件の株式を引き換えた後、所持する B の株式持分を13,000万元の値段で訴外 C 会社に譲り渡した。したがって、本件株式引換時、Y₂が Y₁に相当な対価を払ったと認定できる。

X は上告。

上告審での事実認定

- ① Y₂の有する B 会社の株式持分の98.5%の評価値に対し、上告審には、その評価値が2,787.88万元であると認定した。
- ② Y₁が Y₂から引き換えた B の持分を訴外 C に譲り渡した事実について。上告審で取り調べた証拠によると、C 会社が Y₁から B の株式持分を購入する資金（13,000万元）は、Y₁の子会社 D から拠出されたものであり、しかも、その資金の80%が当日、D に戻された。また、Y₁・C 間取引がなかった。

【判旨】 上告認容

「Y₁は、13,000万元の資産をもって Y₂の2,787.88万元の資産と引き換え、Y₂も引換に供する資産が2,787.88万元の価値しかないことを知っている。(Y₁・Y₂の)当該行為は著しく Y₁の債権者 X の利益を損なった。『契約法』第74条により、X の請求即ち Y₁・Y₂間の株式引換契約の取消を支持すべきである。…取消後、Y₁・Y₂が、相互に株式を返還すべく、相互返還が困難な場合、Y₂が両者の株式評価額の差額の範囲内において、その差額を金銭に換算して、Y₁に返還すべきである。」

【分析】

- ①取消権者は、誰に何を請求できるかについて。本件では、取消権者は、債務者と受益者に対して、株式譲渡契約の取消を請求した。
- ②詐害行為取消権行使の効果について。本件では、受益者は無償で譲り受けた財産の差額部分を債務者に返還した。

2 下級審人民法院の判決

【判例 2】北京市第二中级人民法院2004年 3 月19日判決（2004）二民

終字第01440号

【事実の概要】

1998年３月31日に、Y 会社（被告、被控訴人）は A 銀行から300万ドルの金員を借り入れた。B 会社が当該金銭消費契約の連帯保証人を務めた。弁済期の到来後、Y が弁済をしなかったため、A は本件債権を主張して提訴した。2001年３月22日に、終局判決により、Y は A に元金及び利息を支払い、B は連帯責任を負うことを命じられた。2001年６月27日に、Y、B、C、D と X（原告、控訴人、B の第一株主）の五者の間に、強制執行についての合意がなされた。この合意によると、X が300万ドルの元金及び利息を支払うことにより、Y の A に対する債務を消滅させる。X が B に対して求償しない代わりに、Y 及び本件消費貸借契約の実際上の資金使用者 C、D に求償する旨約した。その後、X は約定通りに金員の支払を終え、Y、C、D に求償したが、三者のいずれも応じなかった。そこで、X は求償権を行使するために、訴えを提起して確定判決を得た。

前述確定判決の強制執行中に、X は以下の事実を察知した。1998年８月６日に、Y は E 会社に自己の所有する訴外 N 会社の株式の50%を無償で譲り渡した。X はこの無償譲渡行為が自己の債権実現を害したことを理由に、Y・E 間の株式譲渡合意を取り消すよう訴えを提起した。

第一審人民法院は、X の債権取得の時期について判断をして X の請求を棄却した。つまり、Y・E 間の株式譲渡合意の締結時期は1998年８月６日であるのに対し、X の本件求償権の取得時期は2001年６月29日であった。したがって、Y・E 間の株式譲渡合意が Y の責任財産を減少させたけれど、（発生時期から見れば）Y の行為が X の債権を害する意図が見えないから、X の請求を支持し得ないと判示した。X は控訴。

【判旨】控訴棄却

「…『中華人民共和国担保法』第31条⁸によると、保証契約中、保証人と主たる債務者との間に当然の債権・債務関係が存するわけではなく、

⁸「中華人民共和国担保法」第31条：保証人は保証責任を負担した場合、債務者に求償する権利を有する。

保証人が債権者に保証責任を負担して始めて、債務者との間に債権・債務関係が生じる。したがって、Xの控訴理由は支持できない。」

【分析】

取消権者は、誰に何を請求できるかについて。本件では、取消権者は、債務者と受益者間の無償譲渡行為の取消を求めた。

【判例3】江蘇省宝応县人民法院2004年11月26日判決（2004）宝民二初字第281号

【事実の概要】

1999年7月～9月に、Y₁がXからセメント・レンガ等の材料を購入し、その買掛金額は43,748元であった。Xは本件代金債権を主張して訴えを提起した。人民法院が（2001）宝經初字第374号判決をもって、Xの請求を認容した。強制執行を経て、Xは7,400元を得たが、残りの39,058元がYの無資力のため、強制執行中止となった。

1999年12月3日に、Y₁がその妻Y₂と離婚し、二人の間で、夫婦共同財産⁹即ち8部屋の二階建ての家屋一軒と家具・家電製品等をY₁・Y₂の息子A（第三者）の名義の下に移転し、夫婦関係存続期間の生じた債務がすべてY₁が負担する旨約した。Xはこれを理由に、Y₁・Y₂の本件贈与行為の取消を主張して提訴した。

【判旨】請求認容

「…X・Y₁間の債務発生時期がY₁・Y₂離婚の前段階だと認定できる。Y₁・Y₂は債務を負っているにもかかわらず、離婚時、共同財産をすべてAに贈与したことにより、自己に債務弁済能力を失わせるに至った。

⁹ 離婚時、夫婦共同財産の処分に関して、「中華人民共和国婚姻法」第39条第1項は次のとおり規定している。すなわち、離婚時、夫婦の共同財産が双方の協議で処分する。協議を達成できないとき、人民法院が財産の具体的状況を照らし、子供及び妻側の利益優先の原則で判決を下す。

また、第41条は次のとおり規定している。すなわち、離婚時、夫婦共同生活上で負っている債務が、共同で弁済すべきである。共同財産が弁済に足りないとき、又は財産が各自所有に帰するとき、双方が協議で弁済する。協議を達成できないとき、人民法院に判決を下す。

その行為は、債権者 X の債権実現を害した。したがって、X の請求即ち本件贈与中の39,058元相当の財産贈与行為の取消を支持する。」

【分析】

取消権者は、誰に何を請求できるかについて。本件では、取消権者は、債務者と受益者に対して、贈与行為の取消を請求した。

【判例 4】上海市崇明县人民法院2009年 1 月22日判決(2008)崇民二(商)初字第427号

【事実の概要】

X と Y との間に金銭消費貸借契約が結ばれた。2006年11月16日に、上海市崇明县人民法院の調停により、Y が2006年11月20日まで、X に金192万元を返還する合意は達成した。履行期日満了後に Y が債務を履行しなかったため、X は強制執行を申し立てた。

Y は A 会社に641万元の利益配当分の債権(判決の確定による)があって、2008年 8 月 4 日に、Y・A 間に「和解合意書」を締結した。「和解合意書」により、Y は A に対して債権641万元を放棄した。X は Y の債権放棄行為が自分の債権実現に損害をもたらしたことを理由に、当該「和解合意書」の取消を主張して訴えを提起した。

【判旨】請求認容

「Y の巨額債権放棄の行為の結果から見れば、事実上、責任財産の減少を招来し、自己（Y 自身）に資力不足の境地に陥らせ、その行為が直接（Y の）債権者の利益を損なった。また、「和解合意書」を締結する前、X の Y に対する債権が既に存し、強制執行手続中に入った。これについて、Y・A が当該事実について知るはずである。…Y の債権放棄行為が、その債権者全員の利益に損害をもたらした。債権者全員の合法的利益を保護するために、X の主張（Y の巨額債権放棄の行為の取消）を支持すべきである。」

【分析】

取消権者は、誰に何を請求できるかについて。本件では、取消権者は、債務者と受益者に対して、債権放棄の行為の取消を請求した。

第3款 まとめ

以上、中国法上の詐害行為取消権（中国契約法第74条）に関する判例を考察した。次のことが分かった。

①取消権者は誰に何を請求できるかについて

【判例1】では、取消権者は債務者・受益者間における著しい低価格で株式を譲渡す行為、【判例2】では、取消権者は債務者・受益者間の債権の無償譲渡行為、【判例3】では、取消権者は債務者・受益者間の贈与行為、【判例4】では、取消権者は債務者・受益者間の債権の放棄行為を取り消すことを請求した。

②詐害行為取消権行使の効果について

【判例1】～【判例4】の中に、詐害行為取消権の行使効果を明示したのは、【判例1】のみであった。すなわち、受益者は、無償で譲り受けた財産の差額部分を債務者に返還した。ただ、第1款冒頭の部分で言及した状況即ち、会社の支配株主が自己の会社への支配力を利用して、会社の財産を自己のところに移転させ、会社の債務弁済能力を失わせることによって、会社債権者の利益が害されるに至った状況は、現在の判例考察の結果から見当たらなかった。

しかし、詐害行為取消権の要件は、会社債権者詐害又は会社財産の流用・占用の事例について対応することが可能である。つまり、債務者が第三者（受益者・会社の株主）と通謀して、会社の財産を第三者のところに移転させ、当該行為によって債権者の利益に損害を与えた場合（第3章【判例5】【判例9】【判例10】【判例11】【判例12】【判例13】【判例14】【判例27】【判例28】【判例29】【判例31】【判例32】【判例33】）、会社債権者は契約法第74条を援用して、債務者・受益者間の財産移転等の行為を取り消すことを請求することが可能である。そして、受益者はその受けた財産を債務者の責任財産に返還する。

したがって、詐害行為取消権は、債務者・受益者間の財産移転等の行

為の取消を通して、債務者の責任財産の回復に帰する。結果として、詐害行為取消権の行使によっては、取消権者を含む債権者全体の債務弁済に役立つと考える。

第３節 債権者代位権（中国契約法第73条^{10）}に関する考察

第１款 判例に関する考察

一 判例の現状

債権者代位権（中華人民共和国契約法第73条）に関する中国の公表された裁判例を調べ、2009年までの債権者代位権に関する裁判例13件を対象として扱った。その中に、主に原告の証明責任について判断を下した裁判例2件、保険法上の代位権事例2件を除いて、分析する裁判例は9件である。

中国法上の債権者代位権に関する裁判例を調べる目的は、会社の株主が不実出資¹¹した場合、会社の債権者は自らの利益を守るために、当該

¹⁰ 中国契約法第73条は、次のとおり規定している。すなわち、（１項）債務者が、期限の到来した自己の債権の行使を怠ったことにより、債権者に損害を与えたときは、債権者は、人民法院に対して、自己の名義をもって債務者の債権を代位行使することを請求することができる。但し、当該債権が債務者の一身に専属する場合を除く。

（２項）代位権の行使の範囲は、債権者の債権を限度とする。

¹¹ 中国法上の「不実出資」という用語は、日本法上の「出資の仮装払込」という用語と似ているが、「出資の仮装払込」が主に預け合いと見せ金を指すのに対し、「不実出資」はより範囲が広い。中国の公表された裁判例の中に、会社の株主が、瑕疵の出資により会社の債権者に責任を負担した事案の中から、「不実出資」の例としては、次の①～⑤の場合がある。即ち、①会社成立の当日（前日）に、出資金の全額又は一部は会社の株主に引き出される。（2008）港商初字第305号、（2009）二中民終字第00489号。②会社設立・増資の際、銀行が虚偽の預金残高証明書を発行した。（2007）琼民二終字第3号、（2007）琼民一終字第23号、（2007）民二終字第26号。③会社の従業員に偽りの会社資金証明書類の作成を指示し、その資金証明書を使って、資金検査機構の証明書の発行を騙して、会社増資手続きを終えた。（2007）滬高民四（商）終字第4号。④現

会社の株主に債権者代位権に基づいて、不実出資をした株主にその不実出資分の自己への弁済を直接請求できるか否かということである。具体的に言えば、まず、中国法上の債権者代位権に関する裁判例の中で、会社の株主が不実出資の場面が含まれるかどうか、そして、会社の株主が不実出資した場合に、会社の債権者が株主に対して責任を追求するためには、債権者代位権による法律構成が可能か否かを検討する。

二 判例の検討

【判例1】最高人民法院2006年9月29日判決（2006）民二終字第90号

【事実の概要】

2004年4月21日に、X銀行（原告、被上告人）とA会社との間に貸付契約が締結された。この契約により、XはAに金8,000万元を貸付け、期間は2004年4月21日～2004年10月21日であった。貸付契約の期間満了後、Aが契約期間内の利息のみを支払ったが、元金8,000万元及びその利息が未払いであった。

2004年4月20日に、Aは委託者として、Y証券会社（被告、上告人）と投資依頼契約を締結した。契約により、Aは1億元をY交付して投資を依頼した。契約期間は12ヶ月であった。同日、A・Yは「補充協議書」を結んだ。該協議書によると、受託者YがAの年間投資収益率を7.8%以上に達することを保証する旨約した。投資依頼契約の期間満了後、YはAの投資元金2,000万元の返済及び投資収益として780万元の支払いのみを行い、残りの元金8,000万元を返済しなかった。

Xは、AがYに対して有する期限の到来した債権を主張しない行為が、自己の債権の実現に損害をもたらしたことを理由に、Yに対して代位権訴訟を提起した。

物出資としての不動産（倉庫）の所有権移転登記手続きが欠いた。（2008）民二終字第79条。⑤合併会社の株主が出資期限内に、引き受けた出資額を全額払込できなかった。（2005）武民商外初字第26号、（2006）穗中法民四初字第358号。また、不実出資した株主は、引き受けた出資額と実際払込みをした金額の差額の範囲内において、会社債権者に対して責任を負う。

原審法院は、X の代位権の請求を認めた。ただ、A・Y 間の投資収益についての約定が無効の約定であると認定した上で、Y が既に支払った投資収益としての780万元を不当利得として、残りの元金8,000万元及びそれについての銀行貸付金利息と相殺して、その差額を X に弁済するよう命じた。Y は元金8,000万元についての銀行貸付金利息の支払いが不当だと主張して上告した。

上告審の認定について

A・Y 間の投資収益確保についての約定が証券法の規定に違反した¹²ため、無効になる。当該無効の約定が存するため、A・Y 間の投資依頼契約全体が無効に至らせた。したがって、Y は委託された資金元金を A に返還すべく、中国人民銀行の同期定期預金利率で利息を支払うべきである。

【判旨】 原審判決を一部変更

「X は、A に対して債権を有し、また、A は Y に対して債権を有する。上述債権は既に期限が到来した。A は X に期限の到来した債務を履行しないし、Y に自己の債権の行使を怠った。（A の当該行為が）X に損害をもたらした。…したがって、X は自己の名義をもって、A の債権を代位行使すること自体、不当はない。」

【判例 2】 広州市中級人民法院2004年10月15日判決（2004）粵高法民二終字第376号

【事実の概要】

1998年12月3日に、B 銀行・A 会社間に貸付に関する契約が締結された。この契約により、B が A に対して、金880万元を貸付け、期間が10ヶ月であった。契約期間が到来した後、A は元金50万元と1999年12月31日までの利息を支払ったのみで、残りの元金及び利息を払わなかつ

¹² 中華人民共和国証券法（2005年）第144条（1998年証券法第143条）は、次のとおり規定している。すなわち、証券会社が如何なる方式をもって、顧客の証券取引の収益又は証券取引の損失の填補について、保証の約束をしてはならない。

た。1999年12月30日に、Bは、本件貸付契約に基づく権利をX会社（原告、被控訴人）に譲渡した。

A・Y（被告、控訴人）ともは、不動産開発・経営の資格を有する会社である。1998年9月8日に、A・Y間に、Aがその請け負っているビルの開発権をYに譲渡する旨が約定された。約定により、YがAに開発権譲渡金1,790万元及び開発管理費25万元を支払うことになる。その後、Yが開発権譲渡金として440万元のみをAに支払い、残りの代金が未払いであった。Xはこれに基づいてYに対して債権者代位権を主張して訴えを提起した。

一審人民法院は、次のように判断した。即ち、Aは現在、債務を履行する能力がないにもかかわらず、訴訟又は仲裁の方式をもってYに有する期限の到来した債権を主張しない。Aは、債権行使を怠ったことによって、Xの本件債権の実現を害した。そこで、一審は、債権者代位権に基づいてXの請求を支持した。Yは、原審判決の認定した事実と適用した法律が誤ったことを理由に、控訴した。

【判旨】控訴棄却

「A・Y間の契約により、YはAに対して開発権譲渡金1,790万元及び開発管理費25万元を支払うべきである。Yは開発権譲渡金として440万元のみをAに支払い、残りの代金1,375万元を支払うべきである。XがAに対して707万元の期限の到来した貸付金債権を有し、また、AがYに対して1,375万元の債権を有する。AはYに対して有する債権の行使を怠ったことにより、債権者であるXの債権を害した。…したがって、YはXに対して、AのXに負っている債務707万元及びその利息を支払うべきである。」

【判例3】上海市第一中級人民法院2005年11月25日判決（2005）滬一中民四（商）終字第942号

【事実の概要】

X会社（原告、控訴人）・A会社（第三者）間に、2000年7月に、貨物の陸上運送契約が締結された。2002年7月25日に、X・A間に発生した運賃を確認したところ、AがXに415,000元の運賃を未払っていない

ことが明らかであった。その後、A は、5,000元の運賃を払ったのみで、残りの41万円を払わなかった。

2000年7月1日に、A・Y₁会社（被告、被控訴人）間に貨物の陸上運送契約が締結された。この契約により、A は Y₁のために陸上の貨物運送サービスを提供する。運送代金の支払として、A が毎月の10日前に、先月の運送データを Y₁に送付し、Y₁は前述データを確認した後、60日以内に前月の運賃を支払う旨約した。2001年11月に、Y₂会社（被告、被控訴人、Y₁の関連会社）の車両配当担当者 B が運送データの確認欄にサインを押した。X はこのことに基づいて、A の2001年11月分の運賃債権25万円を Y₁・Y₂に対して主張して訴えを提起した。

一審法院では、第三債務者は Y₁又は Y₂かが未だ確定されていないこと、A に債務弁済に十分な財産があることを理由に、X の請求を棄却した。X は、本件の第三債務者が Y₂であることを主張して控訴した。

【判旨】控訴棄却

「…X が代位権訴訟を提起する主な根拠は、A が Y₁・Y₂のいずれかに債権を有することである。ところが、X の提供した証拠を見る限り、いつたい、Y₁・Y₂のいずれかが A に債務を負っているかが明確ではない。わが国の債権者代位権の規定によると、債務者が第三債務者に有する債権が明確であることが必要とする。したがって、A が Y₁・Y₂のいずれかに対して債権を有するかを証明することができないため、債権者代位権の構成要件を満足しえない。」

【判例 4】江西省贛州市中級人民法院2007年3月26日判決（2007）贛中民一終字第125号

【事実の概要】

2004年6月16日に、A は、Y 郷人民政府（被告、被控訴人）との間に Y 郷区内所属の道路施工に関する請負契約を締結した。契約により、工事竣工後、初回の検査を受けた後に、工事代金の50%～90%を支払い、工事終回の検査を受けた12ヶ月後、残りの工事代金を支払う旨約した。A・Y 間の契約締結後、A は X（原告、控訴人）から金7万円を借り入れ、2005年6月まで借入金を返済する旨約した。返済期間満了後、A

はXに10,500元のみを返済し、残りの分は返さなかった。Xは代位権訴訟を提起して、Yに対して支払を請求した。

一審法院は、A・Y間に工事の代金につき、最終的な決算が行われなかったことを理由に、Xの請求を棄却した。Xは、一審判決の認定事実に誤りがあることを理由に控訴した。

【判旨】 控訴棄却

「…Aが請け負った道路工事が最終的に竣工しておらず、A・Y間に当該道路工事につき最終的な決算を行わなかった。したがって、A・Y間に期限の到来した債権が存しない。…したがって、Xの請求を支持できない。」

【判例5】 広西自治区高级人民法院2007年5月20日判決（2007）桂民四終字第16号

【事実の概要】

A（第三者、被控訴人）は、鉄鋼などの貨物の輸入・輸出に従事する個人である。港作業につきX（原告、被控訴人）を代理人に選任した。Aは資金難のため、XはAのために貨物搬入費等合わせて220万元を立て替えた。1995年1月10日に、A・X間においては上述立替金債権を確認した。

2003年9月1日に、Y会社（被告、控訴人）とAは、訴外C会社を設立し、Aは200万元の出資をして、持分の40%を占めている。2004年11月11日に、YはAの了承¹³を得ないうちに、Aの持分を訴外Bに譲り渡し、株主名簿の変更登記も行った。AはYが勝手に自己の持分を他人に譲り渡すことによって、自己の権利を侵害したことを理由に訴訟を提起したが、後に訴訟を撤回した。

XはA・Y間の債権・債務関係に基づいて、自己のAに有する債権をYに請求した。一審法院は、Xの請求を認容した。Yは、本件代位

¹³ C会社の定款によると、株主が株主以外の者にその持分を譲り渡す際に、株主全員の同意を得なければならない。持分の譲渡を同意しない者は当該持分を購入すべきである。

権行使の第三債務者が自己ではなく、C 会社であることを主張して控訴した。

【判旨】 控訴棄却

「Y の行為（A の持分を第三者に譲り渡すこと）が A の C 会社にある持分を侵害した。当該持分侵害行為により、A・Y 間において不法行為の債権が成立した。当該侵害行為がなされたときより、A が不法行為による損害賠償請求権を有する。…したがって、A の有する債権は、期限の到来した債権といえる。」

「…当該行為の侵害した対象は A の会社の持分であるため、債務者自身に専属した権利ではない。したがって、代位行使できる。」

「A は、Y に不法行為の訴えを提起したが、2006年 8 月に訴えを撤回した。その後、X に負っている債務を履行しないし、訴訟又は仲裁の方式をもって Y に対して権利を主張していなかった。しかも、A が本件の Y に対して有する債権以外に X の債務を弁済する財産がないことを明確に申し出た。したがって、A がその期限の到来した債権の行使を怠ったことにより、債権者としての X の債権を実現不能に陥らせ、X の債権に損害をもたらした。…したがって、X は代位権を主張することについて、支持すべきである。」

【判例 6】上海市閔行区人民法院2008年12月15日判決(2008)閔民二(商)初字第1164号

【事実の概要】

X と A との間には、1998年 9 月28日にポケベルの売買に関する契約が締結された。X は契約通りに品物を提供したが、A は1999年 6 月30日までに、合わせて X に対する40万元の代金が未払いであった。B 会社（第三者）が A の未払代金のために連帯保証人となった。

なお、Y₃会社（被告）は B に40万元の未払代金債務を負っている。Y₃は1999年 6 月21日に、自己の全ての資産及び負債を Y₁と Y₂に譲渡した。X は、Y₁・Y₂に対して40万元の代金の代位行使を主張して提訴した。

【判旨】 請求認容

「…本件に鑑みると、B の Y₁・Y₂に対して有する債権が既に期限が到

来したにもかかわらず、Bは訴訟又は仲裁の方式で $Y_1 \cdot Y_2$ に対してその債権を主張しなかった。一方、Bが保証人として、自己のXに負っている期限到来した保証債務を履行しなかった。Bの行為によって、自己がXに対しての保証債務を履行することができないに至った。Bの行為が債権者としてのXの合法的利益を損なった。したがって、Xの提起した代位訴訟が代位権行使の要件が揃ったといえる。… $Y_1 \cdot Y_2$ は、共同でXに対して40万円の未払代金を交付すべき」である。

【判例7】 河南省開封市中級人民法院2009年11月9日判決（2009）汴民終字第299号

【事実の概要】

2000年3月～2001年3月に、X（原告、被控訴人）は、6回に分けてA工場に金38.4万元を貸し付けた。Aは借入金の一部を返済したが、残りの27.8万元及び利息と合わせて45万元を返さなかった。

AはY会社（被告、控訴人）に36万元の期限の到来した債権を有するが、その債権を主張しなかった。Xはこれを理由として、Yに対して債権者代位権を主張して訴えを提起した。

一審判決は、XのAに有する債権、AのYに有する債権がともに期限の到来した債権であると認定した。また、AがXに対して負っている債務を履行しないと同時に、訴訟又は仲裁の形によってYに対して自己の債権を主張しないことも認定した。したがって、Aの当該行為が期限の到来した債権の行使を怠ったことを認定することができると判断し、Yに直接、Xに対して36万元を支払えと命じた。YはXが債権者代位権を行使するには、その代位権行使の事実・法的根拠がないと主張して控訴した。

【判旨】 控訴棄却

「一審判決の認定した証拠から見る限り、XはAに対して期限の到来した債権を有することが認定でき、また、AがYに対して期限の到来した債権を有し、しかも、その債権の行使を怠ったことも認定できる。したがって、Xが債権者代位権を行使する際に、その事実・法的根拠がある。」

三 まとめ

以上、中国法上の債権者代位権に関する裁判例をその中の７つを扱って検討した。その検討から以下のことが分かった。

すなわち、債権者代位権を適用するには、以下の要件が必要である。

①債権者・債務者の有する債権がともに期限が到来した¹⁴。②債務者がその有する債権の行使を怠った。判例では債権行使を怠った基準としては、訴訟又は仲裁の方式をもって自己の債権を主張していないことである¹⁵。③債務者が債権行使を怠ったことにより、その債権者の利益を損なった¹⁶。

したがって、会社の株主が仮装払込をした場合（例えば第３章【判例15】【判例16】【判例17】【判例18】【判例19】【判例20】【判例21】【判例22】【判例23】）、債権者代位権の行使要件に照らし、会社の債権者（代位債権者）は、直接に会社の株主（第三債務者）に対して、株主の会社に負っている出資払込債務の範囲内で、会社の当該出資払込債権を代位行使することが理論上可能であろう。

第２款 中国契約法第73条の立法背景及び最高人民法院の立場

¹⁴ 広州市中級人民法院2004年10月15日判決（2004）粵高法民二終字第376号、最高人民法院2006年9月29日判決（2006）民二終字第90号、江西省贛州市中級人民法院2007年3月26日判決（2007）贛中民一終字第125号、広西自治区高級人民法院2007年5月20日判決（2007）桂民四終字第16号、上海市閔行区人民法院2008年12月15日判決（2008）閔民二（商）初字第1164号、河南省開封市中級人民法院2009年11月9日判決（2009）汴民終字第299号。

¹⁵ 広州市中級人民法院2004年10月15日判決（2004）粵高法民二終字第376号、最高人民法院2006年9月29日判決（2006）民二終字第90号、広西自治区高級人民法院2007年5月20日判決（2007）桂民四終字第16号、上海市閔行区人民法院2008年12月15日判決（2008）閔民二（商）初字第1164号、河南省開封市中級人民法院2009年11月9日判決（2009）汴民終字第299号。

¹⁶ 広州市中級人民法院2004年10月15日判決（2004）粵高法民二終字第376号、最高人民法院2006年9月29日判決（2006）民二終字第90号、広西自治区高級人民法院2007年5月20日判決（2007）桂民四終字第16号、上海市閔行区人民法院2008年12月15日判決（2008）閔民二（商）初字第1164号。

一 中国における債権者代位権（中国契約法第73条）の立法背景

債権者代位権制度を立法（「中華人民共和国契約法」）で創設する直接のきっかけが、中国の企業を困らせた三者間の債権・債務問題（原文は、「三角債」“討債難”）である¹⁷。具体的に言えば、「中華人民共和国契約法」（1999年3月15日第9回全人代可決、1999年10月1日より施行）が頒布する以前、中国において責任財産の保全制度が欠いているため、債権回収困難（原文は、「三角債」“討債難”）の現象が普遍であった。例えば、債権者代位権の規定がない場合、甲は乙に債権を有し、乙は丙に債権を有する。もし、乙は丙に対してその有する債権を主張しないと、甲は直接、丙に対して、自己の乙に有する債権を根拠に請求することができない。甲は、自己の債権を行使するために、まず、乙に対して自己の債権を主張し、乙はさらに丙に対して行使する迂遠な方法をとらざるを得ない。もし、責任財産保全の制度が確立したら、債権者は、直接、第三債務者に請求できるから、債権者の利益が十分保護できると、社会各界からの立法の声が強まった¹⁸という。

二 「中華人民共和国契約法」頒布後における最高人民法院の立場

「中華人民共和国契約法」が頒布された後に、最高人民法院がそれについての司法解釈「『中華人民共和国契約法』を適用する際の若干問題への解釈（一）」（法釈〔1999〕19号、以下、「契約法司法解釈（一）」とする）をも公布した¹⁹。契約法司法解釈（一）の制定者の一人である曹守晔教授が以下のように最高人民法院の立場を説明した。

- （1）債権者が債権者代位権の行使を通して、直接に第三債務者からの弁済を受けることができる。その理由は次の通りである。

¹⁷ 張馳「代位権法律制度比較研究」法学、2002年第10期46頁。

¹⁸ 王利明＝崔建遠『合同法新論・総則』（中国政法大学出版社、1996年）382～383頁（王利明執筆）。

¹⁹ 契約法司法解釈（一）において、第11条～第22条の12箇所をもって、債権者代位権につき規定された。

①代位債権者が第三債務者との間に直接の権利・義務関係を有しないが、法律（契約法及び契約法司法解释）が債権者に直接の受領権限を与えたため、代位債権者と第三債務者との間に新たな直接の法律関係が創設されたと看做される。したがって、一旦、代位訴訟が提起されたら、債権者が直接に第三債務者を自己の債務者として債権を主張することができる。

②立法の精神に当てはまる。つまり、まず、代位権を行使した後の財産が債務者の責任財産に帰属する主張は、理論上の根拠があるものの、（中国の）現実の事情と合わない。その結果、代位権制度としての効果を發揮できず、当該制度がただ形になってしまうおそれがある。次に、代位権訴訟は清算手続きや破産手続きのような債権者の公平に弁済を受ける制度ではない。また、代位権を行使する債権者の努力をも保護する必要がある。

③訴訟効率の原則に当てはまる。つまり、もし、債権者が代位権行使を通じて直接に第三債務者から弁済が受けられず、自己の債権を実現するためにさらに債務者を被告としてその債権を主張するなら、債権者にとっては、訴訟のコストが高い。

④不告不理の原則に合う。代位権訴訟は、個別の普通訴訟に属するため、代位債権者以外の債権者にとっては不公平が存しない。他の債権者が自己の債権を主張しない限り、人民法院は彼らの利益を自ら保護する必要がない。

⑤公平の原則に合う。代位権行使の法定の条件を具備すれば、債権者何人も代位訴訟を提起することができる。訴訟の併合も認められる。代位債権者が自己の債権額を限度とする等の理由で、不公平はない^{20 21}。

²⁰ 曹守晔「代位権の解釈与適用」法律適用、2000年第3期16頁以下。

²¹ この最高人民法院の立場について、賛否が分かれる。賛成論者は、代位債権者が直接に第三債務者から弁済を受けることによって、積極的に債権者の利益を保護することができること、債権者の真の平等が図れること等主張して、最高人民法院のこの立場を賛成する。賈玉平「論債権人代位権」法学評論、2001年第4期26頁。これに対して、批判する学者もいる。つまり、中国契約法第73条及び契約法司法解释第11条以下が、代位債権者に優先弁済権を与える反面、債権者代位権制度の本来の立法趣旨・体系性を失わせ、訴訟コストを増やし、

(2) 当事者に対する効果

①債務者に対する効果。債権者が代位訴訟を提起した場合、債務者の第三債務者に対する訴訟が制限される。代位権が成立した場合、第三債務者が代位債権者に弁済をした後、債務者・第三債務者間、債権者・債務者間の債権・債務関係が即時消滅する。

②第三債務者に対する効果。第三債務者が債務者に対して有する抗弁は、債権者に対抗できる。

③債権者に対する効果。債権者が直接に第三債務者からの弁済を受けることができる。代位権訴訟を提起しなかった債権者が代位訴訟によって債務者に対して債務名義を取得することができない²²。

第3款 小括

債権者代位権は、元々、責任財産の保全に位置づけられ、債務者が一般財産の維持保全を怠ったとき、債権者が債務者に属する権利を行使するための制度である²³。日本では、通説は、一般財産の保全という代位権の趣旨から、代位権行使の効果を直接に債務者に帰属すると説かれるが、判例は、代位権が債務者の権利を単に代わって行使するだけではなく、行使によって代位権者が優先的に満足を受ける権利だという帰結を承認している²⁴。

一方、中国においては、債権者代位権制度が社会事情に合わせて独特の発展を進んでいった。すなわち、立法者が念頭に置いたのは、中国の企業を困らせた「三角債」の問題であった²⁵。すると、一種の金銭債権

訴訟効率を低減させ、ひいては平等・公平の精神に反する等主張している。上述批判を踏まえたうえで、現段階の中国契約法第73条が便宜的にすぎず、将来、立法上の修正を通じて、債の保全制度としての本来の姿に戻すべきだと主張している。張馳「代位権法律制度比較研究」法学、2002年第10期49頁。

²² 曹守晔・前掲書17頁。

²³ 平井宜雄『債権総論』（弘文堂、1985年）193頁。

²⁴ 平井・前掲書206頁以下。

²⁵ 王利明＝崔建遠・前掲書382～383頁（王利明執筆）。

の簡易回収手段として、中国契約法第73条が立法者に期待されていた²⁶。契約法司法解釈を作った最高人民法院も同じ見解を示している²⁷。したがって、中国契約法第73条は、一種の金銭債権の簡易回収手段として位置づけられ、しかも、債権者の優先弁済権が事実上認められる。

中国契約法第73条の行使要件に照らして、会社の株主が仮払込をした場合、会社の債権者（代位債権者）は、直接に会社の株主（第三債務者）に対して、当該株主の会社に負っている出資払込債務の範囲内で、会社の当該出資払込債権を代位行使できるであろう。すなわち、株主による出資の仮払込の場合、中国では契約法第73条を援用して会社債権者の利益を守ることが十分可能である。

第四節 中国法考察の結論

第1款 一般私法の法理による対応可能性

本稿第3章において、中国における法人格否認の法理に関する人民法院の判決を、その解決・裁判官の法律論及び具体的な事案の具体的な問題状況にまで立ち入って、分析検討を行った。この検討から分かるように、中国の法人格否認の法理に関する判例は、実は、債権者詐欺、株主による会社資金の流用・占用、株主義務不履行、会社法強行規定違反などの事例がある。そこで、本稿では中国における法人格否認の法理に関する判例には、多種多様な法律関係が含まれているという理解を導き出した。

一方、中国会社法第20条第3項を適用するには、株主による法人格の「濫用」を適切に把握することが一番肝心なことである。「法人格の濫用」

²⁶ 韓世遠『合同法総論』（法律出版社、2004年）第387頁以下。

²⁷ 中国法上の債権者代位権は、伝統的債権者代位権理論を基礎に、特に、近年中国で問題となった「三角債」及び債務者が悪意で債務を逃れることを対応して制定された新たな責任財産の保全制度である。この認識の上に、効果として、第三債務者が直接、債権者に対して債務を弁済する。曹守麟「代位権的解釈と適用」法律適用、2000年第3期、第16頁。

の明確化を探究することはもっとも大事である。しかし、第3章の考察から分かるように、法人格否認の事例を債権者詐害、株主による会社資金の流用・占用、株主義務不履行、会社法強行規定違反などの事例に分類・整理できていても、「法人格の濫用」特に濫用の目的とは何かを明確な基準が見出せない。したがって、中国の場合、今まで会社法第20条第3項の適用事例は、取引法の範疇に属するから、これらの事例を一般私法の法理によって解決できないかと考える。そこで、第6章では、中国法上の一般私法の法理に対する独自の考察を行った。

考察の結果は、以下のとおりである。

まず、事案の事実認定などを通して妥当な解決ができる場合、事実認定の段階にとどまり、法人格否認の法理の適用を必要としない。また、契約自体の解釈即ち、契約相手方の確定や、契約目的の解釈などを通して、事案を妥当に解決できれば、法人格否認の適用を必要としない。

次に、法規範自体の解釈を通して妥当な解決ができる場合、当該法規範解釈の範疇に委ねて、法人格否認の法理の適用を必要としない。具体的にいえば、株主が合法な清算を経ずに会社登録を抹消する場合、問題の実質は会社法第184条、第190条第3項及び会社法司法解释(2)第11条、第19条、第20条第1項の解釈問題である。株主による清算義務の不履行の場合、問題の実質は会社法第190条第3項及び会社法司法解释(2)第18条の解釈である。株主による会社法強行法規違反の場合、会社法第36条、第28条と第31条を解釈すれば足りる。個人名義口座開設禁止違反の場合、会社法第172条第2項の趣旨に従って解釈すれば妥当な結論が得られるであろう。

最後に、法人格否認の相当の部分占める債権者詐害、株主による会社資金の流用・占用事例について、会社債権者の利益を保護するために、中国契約法第74条はこれらの事案を解決することができる。株主による出資の仮装払込事例について、中国契約法第73条をもって会社債権者の利益を保護することが可能である。

結論を言えば、今まで中国で法人格否認の法理を適用した事例は、一般私法の法理による解決が可能であるといえよう。

第2款 会社法第20条第3項の適用範囲

中国において今まで法人格否認の法理を適用した事例は、一般私法の法理によって解決可能である。では、理論上会社法第20条第3項の適用に属する事例はいかなるものであろうか。森本・江頭説によれば、理論上財産混同、会社搾取と過少資本こそ法人格否認の適用事例であるという。中国の場合はこの説をこのまま受け入れてよいのか。以下、少し検討を加える。

一 財産混同

財産混同とは、株主・会社間の財産が外観上区別しにくい状況を指すものであると考える。だから、財産混同自体は、当然に株主による有限責任濫用の目的が含まれていない。第3章の考察から分かるように、中国会社法第20条第3項は、その適用には株主による濫用の目的が必要である。したがって、濫用の目的が入っていない財産混同要件は、理論上会社法第20条第3項の枠内に入ってはならない。

財産混同に関する判例をみれば、財産混同は、その実質が以下のようない事実還元をすることができよう。すなわち、①会社財産の流用（第3章【判例28】、【判例29】、【判例31】）、②契約相手方の確認（【判例30】）、③契約相手方からの不当利得返還請求（【判例33】）である。この三つの類型は、本章の考察に照らして、すべて一般私法の法理の範疇に属するから、一般私法の法理に委ねれば足りる。したがって、中国において財産混同は、法人格否認の一つの単独要件としてではなく、一般私法の法理の枠内に入ることがより適切であろう。

二 会社搾取

会社搾取には、その事実状況がさまざまある。例えば、株主が支配力を利用して会社の財産を流用・占用することや、会社倒産直前に株主が会社の財産に担保を設定したり、自己のところに移転したりすることが挙げられる。しかし、その場合は詐欺譲渡法理（契約法第74条）とか、倒産法上の否認権（倒産法第31条、第33条、第36条）で対応することはまず考えるべきであろう。

ここでいう「会社搾取」とは、社員（親会社）は会社に対する支配力を利用して、不平等な条件で会社と取引することによって、会社から多

額の利益を取得し、会社財産を減少させる場合を指す²⁸。だから、第3章における株主による会社財産の流用・占用事例は、ここでいう「会社搾取」とは意味が異なる。

会社債権者は、その債権を会社から満足を得ないとき、会社の株主が会社を搾取するような行為がある場合、会社法第20条第3項を援用して当該株主に責任を追及することができるであろう。日本法の検討から分かるように、会社の搾取による株主の責任という命題について、株主に責任を課するには、株主による詐欺的行為の有無、会社法における資本拘束規定による解決の可否などといったアプローチを踏まえた上で、法人格否認の援用を検討すべきである。

すなわち、会社搾取問題には、その実質は、株主が不平等な条件で会社から利益を剥奪することであるから、問題の本質は株主による会社資本の剥奪である。したがって、株主に責任を課するには、会社資本拘束規制で対応することがまず考えるべきであろう。しかし、中国の場合、会社資本拘束規制に関する規定は、会社法第36条²⁹のみであるから、さまざまな会社搾取の状況に対応できないといわざるを得ない。したがって、解釈上、会社搾取に該当する事実があれば、会社法第20条第3項を適用して株主の責任を追及することが否定できないであろう。

ただ、今までの判例から会社搾取という事件が出ていないため、ここで問題点を指摘するにとどまる。

三 過少資本

森本・江頭両教授は、いずれも過少資本を企業の自己資本の水準の問題であると認めた。その上で両教授は、過少資本が適切な自己資本の具備という会社法の根本原則に反するから、法人格否認の適用の一ファク

²⁸ 森本・前掲書5号7頁を参照。

²⁹ 会社法第36条は以下のとおり規定している。すなわち、「株主は、会社成立以後、出資の払戻をうけてはならない」。ドイツ法上の包括的資本維持規定（ドイツ株式法第57条、第62条など）と比べて、中国会社法第36条は、株主による出資の払戻の禁止を宣言しただけで、その効果は規定していない。したがって、会社債権者の利益を保護するには、体系的な資本維持規定が必要であるため、会社法第36条のみでは期待できないであろう。

ターとなると指摘した。これに対して近年、後藤元准教授は、従来の過少資本による株主の責任という議論に期待された機能というアプローチから分析を展開し、いわゆる過少資本による株主の責任問題の実質が、実は自己資本の水準ではなく、株主によるギャンブル的な事業を選択する（資産代替）インセンティブと不法行為のコストを外部化するインセンティブであると指摘した³⁰。

そして、後藤は、日本法上の法律構成を試みた。すなわち、最高裁の提示した主観的濫用論の要件（支配要件と目的要件）に照らして、いわゆる過少資本による株主の責任という問題を、主観的濫用論の枠内に入れることは適切であると指摘した。濫用の要件事実として、契約後に債権者に再交渉の機会を与えることなしに行われた債権者に不利な積極的なリスクプロファイルの変更、株主の不法行為発生への関与、発生が予想される不法行為責任からの株主による軽視（judgment proofing）などが挙げられた³¹。言い換えればこのような事実が立証されれば、株主に責任を課することができる。

後藤の説に従って第３章の【判例１】を再度見よう。Ａ会社は、Ｂ会社と「建築物外壁洗浄契約」を締結した。この契約により、Ａは、あるビルの建築物外壁の洗浄工事をＢに請け負わせた。その後、Ｂは本件工事をＹ_２（個人）に下請けさせ、Ｙ_２はさらにそれをＹ_１（個人）に下請けさせた。

Ｙ_１はＸを雇用して洗浄作業を行う途中、Ｘは五階の建物から転落し、重大な人身事故となった。Ｘは、Ｙ_１が安全配慮義務を怠ったこと、Ｙ_２がＹ_１に作業に必要な資格・設備が備わっていないことを知りながら工事をＹ_１に下請けさせたこと、ＢがＹ_１に相応の資格と設備が備わっていないことを知りながら工事をＹ_２に下請けさせたことを理由に、Ｙ_１、Ｙ_２及びＢの株主Ｙ_３、Ｙ_４、Ｙ_５に対し、連帯して治療費・慰謝料など併せて621,077円の賠償を支払うように請求した。

原審は、Ｙ_１、Ｙ_２に対し連帯賠償責任を命じたが、Ｙ_３、Ｙ_４、Ｙ_５の連帯

³⁰ 後藤元『株主有限責任制度の弊害と過少資本による株主の責任』（商事法務、2007年）107頁～108頁。

³¹ 後藤・前掲書563頁。

賠償責任について、社員の有限責任を理由に、Y₃、Y₄、Y₅に清算により配分された金額の範囲内において、Y₁、Y₂と連帯責任を負うと判断した。

Xは控訴。理由は、Y₃、Y₄、Y₅が事故発生後、賠償責任を免れるために、会社経営に異常がないにもかかわらず、会社の抹消登記を行った。これは会社法人の独立地位と株主の有限責任を濫用して債務を逃れる行為であるということである。これに対し、二審人民法院は、株主の有限責任を強調した上で、Y₃らの法人格濫用行為に対して、Xが何ら証拠を提供できなかったことを理由に、控訴を棄却した。

【判例1】は、Bの登録資本金が10万元であるのに対し、その従事する業種は高度的危険作業（建築物外壁洗浄）である。Bが安全配慮義務違反により被害者Aに対して80万元以上の連帯債務を負っている。Aは、一審の中でBが僅少の資本で高度的危険作業に従事すること自体が法人格の濫用に当たると主張したが、人民法院は、Aのこの主張に対し応じなかった。Xは、Y₃らが賠償責任を免れるために会社を解散したと控訴した。ところで、控訴理由には、争点の絞り方に問題があるのではないか。

すなわち、Bには、10万元の登録資本金で会社を設立こと自体は問題がない³²。むしろ、少額であるが、社会的に需要がある業種の会社を設立することは、有限責任制度の積極的な役割であろう。Y₃らがBを解散すること自体にも、株主が会社を解散する自由があるから、その点からY₃らを非難することは困難であろう。

本件の実質的問題は、Y₃らが僅少の資本で高度的危険作業に従事することに対し、発生が予想される人身傷害などに対する賠償責任を回避しようとしたことの存否であろう。すなわち、Y₃らは、建築物外壁洗浄という高度的危険な事業を選択することについて、その事業実施の際に必要な損害防止措置（例えば、下請相手方の必要な資格・設備の有無

³² 中国においては、有限会社の最低資本金が3万元である。中国会社法第26条第2項は以下のとおり規定している。すなわち、「有限会社の登録資本の最低限度額は、3万元人民元とする。法律、行政法規に有限会社の登録資本の最低限度額についてより高い規定がある場合は、その規定に従う」。

の確認、自ら下請事業実施への監督など)や付保などをしなかったため、Xに対して責任を負うべきであろう。言い換えればY₃らの当該行為は、不法行為コストの外部化という株主のインセンティブのゆがみにあるであろう。

解釈論として、会社法第20条第3項の文言に照らして、Y₃らの上述行為がXに立証されれば、有限責任の濫用に該当することになり、Xに対して賠償責任を負うことが可能であろう。ただし、本件ではXから主張しなかったため、ここで問題を提起するにとどまる。

中国会社法（2006年施行）改正の一つの目的は、起業の促進である。この目的の条文上の表現の一つとして、会社登録資本金額の緩和の規定である。すなわち、有限会社は最低資本金が3万元（会社法第26条第2項）であり、一人会社のそれは10万元（会社法第59条第1項）である。僅少な資本金で会社を設立し、リスクの高い事業を選択する場合は、いったん事業が失敗したら会社債権者に損害をもたらす。逆に不幸に事業が失敗して株主個人に会社債権者に対して賠償責任を課させるなら、有限責任制度の基礎を揺らすことになる。

そこで、有限責任が一般的に認められている今日には、株主の有限責任を認めることを前提にしながら、例外に株主の責任を認めることが適切であろう。この意味で厳格な要件をもって株主に責任を課さなければならない。いわゆる過少資本による株主の責任という命題は、現在の中国の判例のなかに未だ現れていない。しかし、経済状況の発展に従って、今後、過少資本金会社の設立による債権者保護の問題は一層重要になるであろう。

第7章 結章

第1節 本稿の結論

中国会社法第20条第3項は、法人格否認の法理を規定した条文であると言われている。ところで、同条は独特の性格を有する。すなわち、会社法第20条第3項の文言からみれば、同条は濫用型の法人格否認の法理であるといえる。さらに、条文に照らして株主による法人格濫用の目的

が必要ではないかに見える。実際の裁判例もその大部分が株主による濫用の目的が必要であることを示している。

一 形骸化の位置づけ

私は、中国会社法第20条第3項が法人格否認の法理を条文上規定した以上、同法理を認めた上でできるだけその要件の明確化を求めることが適切であると考え。この立場に立つ限り、本稿の主たる目的としては、中国における法人格否認法理の要件の明確化を試みることである。ところで、中国の同法理の要件に関する判例・学説とも、形骸化の会社法第20条第3項の枠内における位置づけにつき認識が未熟であるかに見える。そこで、法人格否認法理の要件を明確化するために、その作業の一つとして、「形骸化」という言葉を適切に理解することであろう。

形骸化とは、会社とその社員との間に財産、業務など外観上区別しにくい状況を指すであると理解する。だから、形骸化の場合、会社の背後にある社員が取引上の債務を免れる等の目的の存在は不要である。中国の判例考察によれば、中国会社法第20条第3項を適用するには、株主による有限責任の濫用目的が必要である。したがって、濫用の目的を含まない形骸化は、理論上濫用目的を必要とする中国会社法第20条第3項の枠内に入れてはならない。そこで、会社法第20条第3項の適用を無制限に拡大することを防ぐために、「形骸化」という概念自体を同条の適用から排除することは、解釈論上の帰結であろう。

形骸化（主に財産混同）事例を見れば、その事案の実質は次のとおりである。すなわち、①株主による会社財産の流用、②契約相手方の確認、③契約相手方からの不当利得返還請求であるといえよう。第6章考察のとおり、これらの①～③の事例は、一般私法の法理によって解決が可能である。したがって、形骸化事例は、その事案の実質に照らして一般私法の法理に委ねられるため、会社法第20条第3項の適用にないであろう。

二 濫用要件の解明

第3章で考察したとおり、法人格濫用の目的は、主に①債権者詐欺、②株主による会社資金の流用・子会社又は姉妹会社への移転、③株主による法の義務不履行、④会社法の強行規定違反がある。

しかし、第３章第２節以下で考察したとおり、②株主による会社資金の流用・子会社又は姉妹会社への移転事例、③株主による法の義務不履行事例、④会社法の強行規定違反事例については、株主の当該行為からは、必ずしも債務を逃れる目的を含まれていないといえる。人民法院は、株主による有限責任濫用の目的を要求したとしても、その濫用目的の内容は容易に把握することができない。

したがって、株主による有限責任濫用の目的は多種多様なので、その濫用目的を列挙することは不可能である。他方、人民法院は濫用の目的を認定しようとしても、株主の当該行為は必ずしも債務逃れの目的の存在を導くことができない。結局、濫用の目的自体は容易に把握するものではないので、濫用の目的から会社法第20条第３項の内容を解明することは無理である。そこで、いかなる事実があれば濫用の目的が認定できるかについて、法人格否認の法理に対して更なる考察が必要であろう。

三 中国における法人格否認の法理の構築の試み

中国の場合、今まで会社法第20条第３項の適用事例は、取引法の範疇に属するから、これらの事例を一般私法の法理によって解決できないかと考える。

まず、事案の事実認定などを通して妥当な解決ができる場合、事実認定の段階にとどまり、法人格否認の法理の適用を必要としない。また、契約自体の解釈即ち、契約相手方の確定とか、契約目的の解釈などを通して、事案を妥当に解決できれば、法人格否認の適用を必要としない。

次に、法規範自体の解釈を通して妥当な解決ができる場合、当該法規範解釈の範疇に委ねて、法人格否認の法理の適用を必要としない。具体的にいえば、株主が合法的な清算を経ずに会社登録を抹消する場合、問題の実質は、会社法第184条、第190条第３項及び会社法司法解释（２）第11条、第19条、第20条第１項の解釈問題である。株主による清算義務の不履行の場合、問題の実質は、会社法第190条第３項及び会社法司法解释（２）第18条の解釈である。株主による会社法強行法規違反の場合、会社法第36条、第28条と第31条を解釈すれば足りる。個人名義口座開設禁止違反の場合、会社法第172条第２項の趣旨に従って解釈すれば妥当な結論が得られるであろう。

最後に、法人格否認の相当の部分占める債権者詐害、株主による会社資金の流用・占用例について、会社債権者の利益を保護するために、中国契約法第74条は、これらの事案を解決することが可能である。株主による出資の仮装払込事例については、中国契約法第73条をもって会社債権者の利益を保護することが可能である。

結論を言えば、今まで中国で法人格否認の法理を適用した事例は、一般私法の法理による解決が可能であるといえよう。

結局、会社法の基本秩序原則と関係する領域で、法人格否認の法理の適用範囲に残されるものは、財産混同、会社搾取と過少資本である。財産混同はすでに論及したので、ここで会社搾取と過少資本について一言を付する。すなわち、ここでいう「会社搾取」とは、社員（親会社）は会社に対する支配力を利用して、不平等な条件で会社と取引することによって、会社から多額の利益を取得し、会社財産を減少させる場合を指すものである。会社債権者はその債権を会社から満足を得ないとき、会社の株主が会社を搾取するような行為がある場合、会社法第20条第3項を援用して当該株主に責任を追及することができるであろう。

アメリカの判例では、過少資本による内部債権の劣後・株主に対する直接請求という形をもって過少資本の問題を対応している³³。日本では、近時、過少資本を自己資本の水準ではなく、株主のインセンティブの歪みというアプローチから過少資本を理解した説がある³⁴。では、中国法において過少資本金の株主に責任を課するには、会社法第20条第3項の枠内で、どのような形をとるかが、今後、法人格否認の法理を研究する際の重要な課題であろう。

結論として、中国における会社法第20条第3項の適用には、会社搾取と過少資本に限定すべきであろう。

第2節 残された課題

³³ 江頭・前掲書294頁以下。

³⁴ 後藤元『株主有限責任制度の弊害と過少資本による株主の責任』（商事法務、2007年）107頁～108頁。

本稿は、主に現在における中国法人格否認の法理につき、その裁判実務上の運用という観点から同法理を考察した。考察した範囲は、現在まで中国法上に現れてきた法人格否認の法理の要件、当法理の理論上の構築という二つの問題に限定する。この意味で、本稿は、法人格否認の法理の一部のみを考察したと認めざるを得ない。

日本法上で議論されている会社搾取・過少資本による株主の責任、執行力の拡張の可否などといった問題は、現在の中国法には未だ現れていないため、考察の対象としなかった。これから、上述問題を含めて中国における法人格否認の法理の理論的構築を目指して研究を続けたい。

会社が債務超過に陥って解散あるいは解散に臨むとき、株主は債務を逃れるために、会社の財産を自己又は他の子会社に移転することによって、会社債権者を害する場合は、中国における公表した裁判例の中に現れていないが、実際に多く発生するであろうと考えられる。この場合、第６章に述べた民法上の詐害譲渡規整（中国契約法第74条）の他、倒産法上の否認権³⁵も視野に入れる必要がある。倒産法上の否認権に関する考察は、後日に譲る。

³⁵ 中国倒産法第31条は以下のとおり規定する。すなわち、「人民法院が破産申立てを受理する一年前に債務者の財産に関わる以下の行為について、管理人は人民法院に取り消すことを申し立てることができる。（一）無償で財産を譲渡する場合、（二）著しく不合理な価格で取引をする場合、（三）担保に附していない財産に担保を付ける場合、（四）期限未到来の債務を前もって弁済する場合、（五）債権を放棄する場合」。

倒産法第33条は以下のとおり規定する。すなわち、「債務者の財産に関わる以下の行為は無効とする。（一）債務を逃れるために財産を隠匿・移転する場合、（二）債務を偽造する又は不実の債務を認める場合」。

倒産法第36条は以下のとおり規定する。すなわち、「債務者の取締役、監査役及び高級管理職が職権を利用して企業から得た非正常収入と占有した企業財産に対し、管理人は取り戻さなければならない」。